

ID: 108

担当部署: 町民生活課

処分の概要	使用墓地面積の許可		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和50年条例第14号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用墓地面積の制限) 第10条 使用墓地の面積は1区画5.94平方メートル以下を基準とし、町長が定める面積とし、その使用は使用者1人につき1区画とする。ただし、町長は、止む得ない事由があると認めるときは、隣接地と合わせて使用を許可することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日